

地域未来投資促進法の活用を想定した

# 産業用地の 民間開発計画を 随時募集しています

# 求む!!

## 北九州市を未来に導く産業用地

## ■民間開発計画の条件

### 対象業種

福岡県の地域経済牽引事業8分野のうち5分野

- ① 成長ものづくり分野  
(自動車・半導体・宇宙ビジネス・ロボット関連産業等)
- ② 物流関連分野
- ③ IT関連産業分野(データセンター等)
- ④ グリーン関連分野
- ⑤ バイオ・メディカル分野

の工場、研究施設、物流施設、データセンター

### 開発規模

5ha以上の開発面積

(データセンターは施設の用に供する面積が10ha以上)

### 対象区域

※国立・国定公園区域、鳥獣保護区等は除く  
その他、環境保全上重要な地域は要相談

- 高速道路IC・港湾施設等から概ね3km圏内(裏面参照)
  - 幹線道路に近接した区域
  - データセンターはこれによらず変電所近傍が対象
- 一定の条件を満たせば、地域未来投資促進法の手続きにより

**市街化調整区域の開発および  
農地からの転用が可能になります**

(農用地区域から除外・第一種農地からの転用など)

## ■課税免除制度

- ① 開発を行った土地について**3年度分**
- ② 当該土地に事業用施設を建設した場合、  
施設とその敷地について**3年度分**

あわせて**最大6年度分の固定資産税を免除**

※その他、国の法人税の軽減措置や福岡県の不動産取得税の  
課税免除制度があります。詳しくはご相談ください。



今注目の北九州市!

大規模開発が可能!

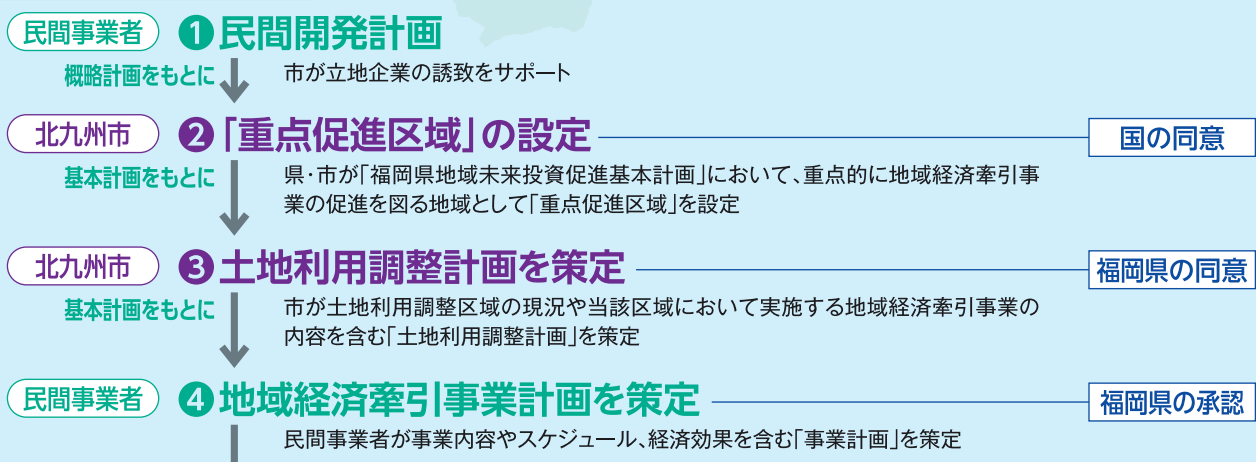
今がチャンス!

開発は民間事業者が主体となって実施します

● 具体的な開発箇所の選定 ● 開発計画作成 ● 地権者交渉 ● 用地取得 ● 造成工事 など  
市は必要書類の作成、国・県との協議・調整等の民間事業者への伴走支援及び立地企業の誘致サポートを行います。



**地域未来投資促進法手続**



**市街化調整区域の開発・農地転用が可能に**

**開発手続**

**民間事業者** **用地取得、農地転用、開発許可等の手続**

**造成工事に着手**

**お問い合わせ** 募集期間なし。随時受付しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

**北九州市産業経済局企業誘致課** 電話 093-582-2065  
 URL <https://www.kitakyu-kigyorichi.jp/chiikimirai/>

